

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税法における個人住民税関係事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

余市町は、個人住民税の賦課徴収における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

余市町長

公表日

平成27年7月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税法における個人住民税関係事務
②事務の概要	地方税法に基づき、その年の1月1日に余市町に居住している者に対し、確定申告書、給与支払報告書、公的年金支払報告書、住民税申告書の課税資料に基づき、住民税額を計算し、賦課徴収を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①課税資料の入手 ②申告情報の入力 ③課税資料の回送及び調査、他機関への提供 ④税額の賦課決定をし、納税通知書を発行 ⑤賦課の更正 ⑥各種証明書の発行 ⑦減免に関する事務 ⑧個人住民税の未納滞納にかかる管理・処理及び調査等
③システムの名称	個人住民税システム・申告支援システム・地方税電子申告支援サービス・国税連携システム・収納管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル・収納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法9条第1項 第3項 別表第一の16の項 地方税法 等
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 119の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課
②所属長	税務課長 堀内 学
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	余市町総務部税務課 余市郡余市町朝日町26番地 0135-21-2115
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	余市町総務部税務課 余市郡余市町朝日町26番地 0135-21-2115

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年5月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年5月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

